

## 日本応用心理学会会則

### (名称)

第1条 本会は日本応用心理学会（The Japan Association of Applied Psychology）と称する。

### (目的)

第2条 本会は応用心理学の研究の発展を促進し、隣接諸科学との交流を図り、もってわが国の文化と福祉の向上発展に貢献することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 応用心理学の研究に関する諸業務との連絡、新分野の開拓、会員の親和増進
- (2) 機関誌、その他の刊行物の編集および刊行
- (3) 大会その他の必要な会合の開催
- (4) 本学会認定「応用心理士」の資格認定
- (5) 外部からの要請による斯学研究および応用業務の受託あるいは斡旋
- (6) その他必要な事業

### (会員)

第4条 本会の会員は、一般会員、院生会員、名誉会員、終身会員、賛助会員、および学生会員とする。

本会に入会しようとする者は、一般会員、院生会員、名誉会員および終身会員の推薦により所定の手続きを経て、常任理事会の承認を得ることとする。

- 2 一般会員、院生会員の入会資格は、次のとおりとする。
  - (1) 四年制以上の大学で心理学およびその隣接分野を専攻した者
  - (2) 一般社団法人日本心理学諸学会連合が認定する心理学検定1級合格者で22歳以上の者
  - (3) 第1号に準じ常任理事会が認める者一般会員の会費は年額8,000円とする。  
院生会員の会費は年額6,000円とする。
- 3 名誉会員は、本会のために著しい功績があった一般会員で、理事会の議を経て、総会の承認を得た者とする。なお、名誉会員は会費を納める義務を有しない。

- 4 終身会員は、次のいずれか 1 つに該当し、本人の申し出により常任理事会の承認を得たものとする。
  - (1) 満 70 歳以上、かつ一般会員・院生会員の合計在籍年数 30 年以上の一般会員
  - (2) 満 70 歳以上、かつ「応用心理士」取得後 10 年以上経過した者  
なお、終身会員は会費を納める義務を有しない。
- 5 賛助会員は、本会の事業に賛同し、常任理事会の承認を経て、所定の会費をもって本会の事業に財政的援助をする者とする。  
賛助会員の会費は、年額 1 万円以上とする。
- 6 学生会員は、四年制以上の大学で、心理学およびその隣接分野を専攻している 4 年次以上の学部在籍中の学生とする。  
学生会員である者が、一般会員、院生会員として入会を希望する場合は改めて入会の申請を必要とする。  
学生会員は、一般会員、院生会員、名誉会員、終身会員の連名者として本学会大会の発表者となることができる。  
学生会員は、一般会員、院生会員と同様に機関誌、ニュースレター等の配布、会務連絡を受けることができるが、応用心理学研究掲載諸報告の連名者となることはできない。  
また本会の業務に関する選挙権、被選挙権を有しない。  
学生会員の会費は年額 3,000 円とする。

(役員)

- 第 5 条 本会に次の役員を置く。理事長 1 名、副理事長 1 名、理事（理事長・副理事長を含む）36 名、監事 2 名。
  - 2 役員任期は 3 年とし、再任を妨げない。
  - 3 役員決定は別に定める役員選出・選挙規程による。

(理事長・副理事長)

- 第 6 条 理事長および副理事長は常任理事の互選により選出される。
  - 2 理事長は本会の業務を総理し、本会を代表する。
  - 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれに代わる。

(理事・監事)

- 第 7 条 理事および監事は会員の中から互選により選出される。
  - 2 理事は理事長および副理事長とともに理事会を構成し、本会の運営にあたる。
  - 3 理事は互選により、常任理事 9 名を選出する。理事長は常任理事若干名を推薦することができる。常任理事は理事長および副理事長とともに常任理事会を構成し、理事会の委託を受けて本会の運営を常

時担当する。

- 4 監事は本会の会計および運営に関する監査にあたる。

(事務局長)

- 第8条 事務局長は理事長の指名による。
- 2 事務局長は会の事務を統括する。

(事務局幹事)

- 第9条 本会事務の必要に応じ、事務局に事務局幹事若干名を置く。事務局幹事は会員の中から理事長が委嘱する。

(理事会・常任理事会)

- 第10条 理事会および常任理事会は理事長が招集し、その議長となる。
- 2 理事会および常任理事会は、それぞれ総員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。ただし欠席者の委任状は出席者数に加える。
- 3 議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決する。

(委員会)

- 第11条 本会の目的達成のために必要あるときは、委員会を設けることができる。

(大会)

- 第12条 本会は、大会委員長のもとに毎年度1回大会を行う。
- 2 大会委員長は、理事会が推薦し、理事長が総会に諮って決定する。大会委員長の任期は、前年度大会終了の翌日から当該大会終了の日までとする。
- 3 大会委員長（大会当番機関）は、当該大会の前々年度総会において決定する。

(総会)

- 第13条 総会は年1回開催の本会大会時に開く。ただし理事長において必要があると認めるときは臨時総会を開くことができる。

(退会および除名)

- 第14条 会員が退会を希望する場合には、退会届けを提出しなければならない。
- 2 会員が不都合な行為をした場合は、理事会の議決によってこれを除名することができる。

所定の会費を一定期間以上納入しない会員については、常任理事会の議を経て、退会させることができる。

(事務局)

第 15 条 本会事務局を当分の間、東京都新宿区早稲田鶴巻町 518 番地（株）国際ビジネス研究センター（電話 03-5273-0473, FAX03-3203-5964）に置く。

2 事務局には、事務局長を置き、必要に応じて、事務局幹事および局員若干名を置くことができる。

(補則)

第 16 条 本会の運営に必要な規程は、常任理事会の発議により理事会において決定する。

(改廃)

第 17 条 この会則の改廃は、総会に出席した一般会員、院生会員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

- 付則 1 本会則は平成 12 年 9 月 9 日から施行する。
- 2 本会則は平成 14 年 9 月 8 日から施行する。ただし、新役員の就任は平成 15 年 4 月 1 日からとする。
- 3 本会則は平成 17 年 9 月 4 日から施行する。
- 4 本会則は平成 18 年 9 月 10 日から施行する。
- 5 本会則は平成 23 年 9 月 11 日から施行する。
- 6 本会則は平成 24 年 9 月 22 日から改定する。
- 7 本会則は平成 26 年 8 月 30 日から施行する。ただし、年会費の改正は平成 27 年度からとする。
- 8 本会則は平成 27 年 9 月 5 日から施行する。
- 9 本会則は平成 30 年 8 月 25 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 10 本会則は令和 2 年 9 月 5 日から施行する。